

栃木県公安委員会告示第20号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項に規定による検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により公示する。

令和8年5月27日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 千鶴子

1 検定を実施する警備業務の種別及び級、定員、実施日、実施時間、実施場所

種別, 級	定員	実施日	実施時間	実施場所
雑踏警備業務 2級	10名	学科試験 令和8年8月31日(月)	午前10時00分から 午前11時00分まで (集合時間:午前9時30分まで)	栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号 栃木県警察本部2階第2会議室
		実技試験 令和8年9月13日(日)	午前9時00分から 午後0時00分まで (集合時間:午前8時30分まで)	栃木県鹿沼市下石川681番地 栃木県運転免許センター
交通誘導警備業務 2級	10名	学科試験 令和8年8月31日(月)	午後2時00分から 午後3時00分まで (集合時間:午後1時30分まで)	栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号 栃木県警察本部2階第2会議室
		実技試験 令和8年9月13日(日)	午後1時30分から 午後4時30分まで (集合時間:午後1時00分まで)	栃木県鹿沼市下石川681番地 栃木県運転免許センター

2 受検資格

栃木県内に住所を有する者又は栃木県内の営業所に属する警備員

3 検定の方法

検定は学科試験及び実技試験とし、初めに学科試験を実施し学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験を行わない。

4 検定の内容

(1) 雑踏警備業務2級

区分	科目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項。 ○ 法令に関すること。 ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務2級

区分	科目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項。 ○ 法令に関すること。 ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定とする。

また、定員に達した時点で受付を締切る。

(1) 検定申出の受付期間

令和8年7月1日(水)及び7月2日(木)の2日間

両日とも午前9時00分から午後4時00分までの間。

(但し、午後0時00分から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 受付専用電話

080-9898-0039

(本電話による質疑等は受け付けないので、検定申請に関する質疑については、あらかじめ栃木県警察本部生活安全部生活環境課(電話028-621-0110)に対して行うこと。)

6 検定申請の手続き

(1) 申請方法

警察署に検定申請書等、検定申請に必要な書類を持参又はe-Gov電子申請(<https://shinsei.e-Gov.go.jp/>)により申請すること。

また、申請は受検者本人が行うこととし、郵送等による検定申請書等の提出や代理人による申請は認めない。

(2) 検定申請の受付期間

ア 警察署に直接提出する場合

令和8年7月29日(水)及び7月30日(木)の2日間

両日とも午前9時00分から午後4時00分までの間。

(但し、午後0時00分から午後1時00分までの間を除く。)

イ e-Gov電子申請(<https://shinsei.e-Gov.go.jp/>)を利用する方法により提出する場合

令和8年7月29日(水)及び7月30日(木)の2日間

(3) 検定申請書の提出先

ア 栃木県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署生活安全(刑事)課

イ 栃木県内の営業所に属する警備員

営業所の所在地を管轄する警察署生活安全(刑事)課

(4) 検定申請に必要な書類等(種別ごとに)

ア 検定申請書 1通

但し、e-Gov電子申請を利用する方法により提出する場合は、別途の提出は不要とする。

イ 次の書面のうち該当するもの 1通

但し、e-Gov電子申請を利用する方法により上記アの書類を提出する際に当該書面を添付した場合は、別途の提出は不要とする。

(ア) 栃木県内に住所を有する者については、住民票の写し、運転免許証の写しその他住所地を疎明する書面

(イ) 栃木県内の営業所に属する警備員については、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)

ウ 写真2葉

但し、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

但し、e-Gov電子申請を利用する方法により上記アの書類を提出する際に当

該書面を添付した場合は、別途の提出は不要とする。

7 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

検定の種別	手数料額
雑踏警備業務2級	13,000円
交通誘導警備業務2級	14,000円

(2) 納付方法

検定申請書提出時に、提出先警察署の生活安全（刑事）課において、検定の種別に相当する額を原則、POSレジ決済により納付する。

ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により検定申請書を提出する場合は、手数料納付案内の通知を受けた後、前記6(3)の提出先において納付すること。

なお、既納の手数料はいかなる理由があろうとも返納しない。

8 受検票の交付

検定申請書の提出後、住所地に受検票が送付されるので、検定当日に必ず持参すること。

9 その他

(1) 各種検定当日の集合時間までに会場に集合すること。

(2) 受検票、筆記具（鉛筆、シャープペン、消しゴム等）を必ず持参すること。

なお、受検票を持参しなかった者については、原則として検定を受検させない。

(3) 検定（学科試験及び実技試験）の合否発表については、それぞれの試験終了後、検定会場において発表する。

(4) 検定に関する問い合わせは、あらかじめ平日の午前9時00分から午後5時15分までの間（但し、午後0時00分から午後1時00分までの間を除く。）に栃木県警察本部生活安全部生活環境課（電話028-621-0110）に対して行うこと。